

Zend Optimizer Optimizer (TM) 日本語対応版
使用許諾契約書

ZEND TECHNOLOGIES LTD. ソフトウェア使用許諾契約書 (以下「契約書」とします)
重要: 本ソフトウェアをインストールする前に、以下の条項を注意してお読みください。
ライセンス取得者は、本契約書を読みソフトウェアをインストールまたは使用することによって、その条件に同意したものとします。本契約書に定める条件のすべてに合意しない場合は、認可されたユーザとして認められないため、本ソフトウェアをインストールしてはいけません。

条項

1. 定義

1.1. 許可者

「許可者」とは、Zend Technologies Ltd. (住所：P.O. Box 3 Ramat Gan, ISRAEL, ZipCode 52136) を意味するものとします。また、日本での Zend 製品に関する許可者は、ゼンド・ジャパン株式会社 (住所：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-3-5) が代行します。以下、Zend Technologies Ltd は、Zend 社と記す。

1.2. ソフトウェア

「ソフトウェア」とは、Zend 社やゼンド・ジャパン株式会社 (以下、ゼンド・ジャパンと記す) が提供する「Zend Optimizer」のマシン実行可能な形式のコンピュータ・ソフトウェア・プログラムおよび附帯する文書を意味します。

1.3. 契約期間

「契約期間」とは、ライセンス取得者が本契約書の「発効日」の条項に従ってソフトウェアをコンピュータ上にインストールした日から起算し、その後永続的に続く期間、あるいはライセンス取得者が本契約書の第 4 項の条項に違反して契約が終了するまでの期間を意味します。

1.4. PHP (Hypertext Preprocessor)

オープンソースのソフトウェアあり、Web サーバに配置されるスクリプト言語やそのプログラムモジュールです。

2. ライセンス

本契約書に記されている諸条件に従い、以下の限定された非独占的かつ譲渡不可能な（「**ライセンス**」）を供与します。

2.1 使用範囲

ライセンス取得者が所有あるいは運用するコンピュータあるいはコンピュータ・ネットワーク上に**ソフトウェア**をインストールして動作させるための許可（「**ライセンス**」）を供与します。

2.2 サブライセンス

非独占的で、**エンドユーザ**内部での使用に限られた、**エンドユーザ**のサイトにインストールして使用するための**ソフトウェア**のコピーを1部（部数）許可する**サブライセンス**を与えることができるものとします。**サブライセンス**の料金を（直接または間接的に）**エンドユーザ**に課してはならず、また（2）対象となる各**エンドユーザ**は、**ソフトウェア**およびそのいかなる部位に関する許可者の所有権を、少なくとも本契約書の条項が提供するところと同等に保護する義務を負うことがその条件となります。

3. 制限

本契約書の中で特に明確に許可されている場合を除き、あるいは適用可能な法律によって該当する制限を課することができない範囲である場合を除き、**ライセンス取得者**は、(a)本契約書により意図されたところに従った**ソフトウェア**の使用に必要とされる以外の**ソフトウェア**の複製を行ってはならず、また(b)本契約書により供給されるオブジェクトコードの変換もしくは翻訳、逆コンパイル、リバースエンジニアリングもしくはその他の方法によるオブジェクトコードからのソース・コード形式の生成および生成の試みを行ってはならず、また(c)**ソフトウェア**からの二次的著作物もしくは派生製品の変更、応用、変換もしくは翻訳、作成を行ってはならず、また(d)**ソフトウェア**に関する所有権が表示されている注記、ラベル、マークの削除を行ってはならず、また(e)**許可者**の書面による事前承諾がない状態での、個人または法人およびその他の団体に対する**ソフトウェア**の全体あるいは一部の譲渡、**サブライセンス**の供与（第2.2項の中で規定されるところを除く）、賃貸、移転を行ってはなりません。また、許可者が、本契約書または**ソフトウェア**と関連して**ライセンス取得者**に対して第三者（サードパーティ）の**ソフトウェア**を提供する場合、**ライセンス取得者**が該当する第三者の**ソフトウェア**を使用するにあたっては、該当する第三者の**ソフトウェア**のベンダーから提供される使用許諾契約書に従わなくてはなりません。

4. 終結

本ライセンスは、**ライセンス取得者**による本契約条項のいかなる侵害または違反行為によって自動的に終結します。上記の終結後、営業日で5日以内に、**ライセンス取得者はソフトウェア**またはすべての複製を許可者に返却する（もしくは、許可者の判断により、かつ、**許可者**の指示で、**ソフトウェア**およびすべての複製を破棄し、その旨を書面により証明する）こととします。適切な**ソフトウェア**の返却、または**ソフトウェア**の破棄に関する通告の受領により、**本契約書**は終結し、**許可者はライセンス取得者**に対して更なる責務を負いません。第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項は、理由の如何を問わず**契約**の満了後もしくは終了後も有効であるものとします。

5. 知的所有権

5.1. 所有権

ライセンス取得者は、**許可者**または**許可者により再配布を許可された者**が、原本あるいはその複製を格納する形式あるいは媒体にかかわらず、**ソフトウェア**に本来備わっている、もしくは附帯する全ての著作権、商標権、特許権、営業秘密権を含む**ソフトウェア**に関する全ての権利、タイトル、利益を保持することに同意し認めるものとします。本契約書は**ソフトウェア**の販売に係るものではなく、よって、本契約書によって**ソフトウェア**に対する権利または所有権が**ライセンス取得者**へ移動するものではありません。

5.2. 差止請求

ライセンス取得者は、**ソフトウェア**が、**許可者**または**許可者により再配布を許可された者**の独占物であり、公に開示するものではないことを認めます。また、価値ある資産であり、機密情報であることを認め、差止請求を含み、**許可者**または**許可者により再配布を許可された者**は、本契約書の違反または違反の恐れに対して利用が可能であろう全ての衡平法的な救済を得る権利を有します。

6. 保証および免責

ライセンス取得者は本契約書によって、オンライン形式経由であるか否かに関わらず、本契約書に関して**ライセンス取得者**により**許可者**に提供された全ての申込、登録、支払い情報が正確で正しいものであることを表明し、保証することとします。加えて、本契約書の条件を受諾した者は、本契約書の条項に従い**ライセンス取得者**として特定される個人あるいは団体に、本契約書を適用させる権限が与えられます。本契約書に基づき、ダウンロードされる、あるいはインストールされるソフトウェア

アが許可者によって「ベータ版」と指定されている場合、ライセンス取得者は当該のソフトウェアが許可者によってまだ完全にテストされていないものであることを了承するものとします。既述の内容にかかわらず、許可者によってソフトウェアがいかなる目的で設計されたか（例えば、「ベータ版」等として）に関係なく、ソフトウェアは本契約書に従って一切の保証なくライセンス供与されます。ライセンス取得者は、ライセンス取得者の責任においてソフトウェアを使用することを了承するものとします。ソフトウェアは「現状のまま」でのみ提供されます。許可者と許可者により再配布を許可された者は、明示的であれ黙示的であれ一切の保証を行わず、またライセンス取得者は、明示的であれ黙示的であれ一切の保証を受けることはありません。許可者は、市場性のいかなる黙示的な保証も認めず、また十分な品質を有することのいかなる黙示的な保証も認めず、また特別な目的のための適合性のいかなる黙示的な保証も認めず、また侵害しないことのいかなる黙示的な保証も認めません。許可者は、ソフトウェアの動作に関して、操作のしやすさを保証せず、また中断されないことを保証せず、またエラーがないことを保証せず、また PHP のいかなるバージョンを含むソフトウェア以外の製品に関連して機能あるいは動作することを保証しません。ライセンス取得者のみが、PHP を含め、ソフトウェア以外のソフトウェアまたは製品をダウンロードあるいは取得することに対して責任を持たなければなりません。

7. 責任制限

いかなる場合であっても、許可者あるいは許可者により再配布を許可された者は、本契約書から生じる、あるいは本契約書に関係する、データの損失またはその他のいかなる損害から生じる損害を含む、直接的損害、結果的損害、一般的損害、特別損害、間接的損害、付随的損害、偶発的損害または懲罰的損害を含む一切の損害、または利益の損失に対して、たとえそれらの損害が生じる可能性に関する助言を受けていたとしても、一切責任を負わないものとします。一部の司法管区（司法管轄権下）では、付随的損害、偶発的損害、結果的損害に対する黙示的な保証または責任の除外または制限が認められていませんので、このような場合には、上記の制限および除外はライセンス取得者に適用されない可能性があります。既述の制限にかかわらず、ソフトウェアの使用に起因するものを含み、本契約書のもとで生じる許可者の損害に対する責任における賠償金の総額は、どのような条件下にあったとしても合計 100US ドルを超過しないものとします。

8. 補償

ライセンス取得者は、許可者に対する第三者による訴訟において、(i)ライセンス取得者のソフトウェアの使用、あるいは(ii)契約の当事者関係に関係なく、そしてサブ

ライセンスの階層の深さに関係なく、**ライセンス取得者**による、またはいかなる**ライセンス取得者のエンドユーザ**による、または**ライセンス取得者のエンドユーザ**のいかなる**サブライセンス取得者**および**拡張サブライセンス取得者**による、ソフトウェアのいかなる配布、あるいは(iii)前述のいかなる**サブライセンス取得者**によるソフトウェアの使用、に関連して生じる賠償の申し立てが訴訟の原因である場合、**ライセンス取得者**自身の費用で許可者を弁護しなければなりません。

許可者は、当該の弁護を統制する全面的な権利を有します。いかなる場合においても**ライセンス取得者**は、**許可者**の権利に実質的な不利益をもたらすような訴訟あるいは申し立てを、**許可者**の書面による事前の承認なく、解決してはなりません。

9. 機密事項

9.1. 機密情報

ライセンス取得者は、ソフトウェア、およびソフトウェアに含まれる全ての情報、およびソフトウェアとともに提供される可能性がある文書、ならびにその他、ソフトウェアの機能と動作モード、発明（特許対象であるか否かにかかわらず）、技術、プロセス、アルゴリズム、図式、試験手順、ソフトウェア設計およびアーキテクチャ、コンピュータコード、内部文書、設計と機能仕様、パフォーマンス解析情報、ユーザ文書と他の技術情報、計画とデータ、に関係する文書を含む、本契約書のもとで**許可者**が**ライセンス取得者**に伝達される全ての情報と内容に関して厳格な機密保持を遵守しなければなりません。

（そして、**ライセンス取得者**の従業員もこれらの機密を保守することを保証しなければなりません。）この機密保持義務は、**ライセンス取得者**の行為によらずあるいは不作為によってパブリックドメイン（権利消滅状態）となった情報、あるいは**発効日**より前に**ライセンス取得者**の合法的な所有物であることが書面により実証される情報に適用されません。

9.2. 非開示

ライセンス取得者は、**許可者**の所有権情報にアクセスして使用する知識を必要とする**ライセンス取得者**自身が最も信頼する従業員以外、誰にもアクセスあるいは使用を許してはなりません。**ライセンス取得者**は、本契約書に基づき許可された以外、第三者に対して**許可者**の所有権情報を明らかにしてはならず、あるいは**許可者**の所有権情報を使用してはなりません。更に、**ライセンス取得者**は以下の各号に従わなければなりません。(a)所有権情報の無許可での使用および機密情報の開示は、**許可者**および**許可者**により**再配布を許可された者**に対して、取り返しのつかないような（法律では損害賠償の補償が不十分な事象を含む）損害を与えることを認識しなければなりません。(b) **許可者**および**許可者**により**再配布を許可された者**が、本契約書

のもとで**ライセンス取得者**の責務の違反または違反の恐れに対して、**許可者**が利用可能などの法的で公正な救済策に加えて、差止請求を求め得ることができることに同意したものとします。

10. 輸出制限

本使用許諾契約書は、あらゆる国の政府によって随時課される、**ソフトウェア**または**ソフトウェア**に関する情報の輸出、再輸出、または輸入に関するいかなる法律、規制、命令、あるいはその他の制限に明示的に準拠します。**ライセンス取得者**は、**ソフトウェア**、ドキュメンテーション、もしくは**ソフトウェア**に関する情報に関して、**許可者**の書面による承諾およびかかる法律、規制、命令またはその他の制限に沿うことなく、輸出、再輸出または輸入を行ってはなりません。

11. 雑則

ライセンス取得者は、本契約書と本契約書に関する問題は、法律の原則の違いに関係なく、日本国の法律に従って管理され解釈されるものとし、本契約書から生じた紛争、あるいはおよび本契約書に関連して生じた紛争、あるいは本契約の内容に関するいかなる紛争に関する唯一の裁判地と司法権は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所であることを了承し、その裁判所の司法権に従うことに同意するものとし、既述の内容にかかわらず、**許可者**は、差止請求あるいは他の救済を得るために裁判管轄権を有する裁判所司法権の裁判所に裁判の請求を行う権利を有するものとし、本契約書の中で特に明確に許可されている場合を除き、**ライセンス取得者**は、理由の如何を問わず本契約書、または関連する権利、または、責務をサブライセンス供与したり、または譲渡したり、または委任したり、または移転したりしてはなりません。**ライセンス取得者**が本契約、または関連する権利、または、責務をサブライセンス供与したり、譲渡したり、委任したり、または移転したりする試みを行った場合、それは即時に本契約書を終結させる原因になります。本契約は、本契約書に関して、**許可者**と**ライセンス取得者**の間における完全で独占的な条項を成すものであり、本契約よりも先に行われた、覚書を含む、口頭あるいは書面による表明、理解、伝達に優先して適用されるものです。1つの事例あるいはそれ以上の事例で、**許可者**が本契約書のいかなる条項の履行を主張しないことが、当該の履行に対する権利を、またはそのような条件の将来の履行の権利を、放棄したものと解釈してはならず、本契約書に対する**ライセンス取得者**の責務は、有効に存続しなければなりません。裁判管轄権を有する裁判所が、本契約書のいかなる条項、または条項の一部が無効である、あるいは不法である、あるいは強制できない、との判決を下した場合、当事者は、当該の条項は、当事者の意図を保持したまま、当該の条項を実施可能にするために必要最小範囲に変更されなければならないこと

に同意します。その判決によって、本**契約書**の残余の部位、ならびに裁判の当事者以外の者に対するその条項の適用は、影響を受けないものとし、本**契約書**の当該の残余の条項は、法律によって許される最大限に有効に存続するものとし、**許可者**および**許可者により再配布を許可された者**によって本**契約書**の条項を実施するために法的措置がとられた場合、**許可者**および**許可者により再配布を許可された者**が法的に賠償を受ける資格がある可能性がある他の損害に加えて、合理的な弁護士費用ならびに経費を含み、**許可者**および**許可者により再配布を許可された者**が負担した全ての費用は、**ライセンス取得者**によって支払われなければならないものとします。本**契約書**は、両方の当事者の権威を持つ代表によって正当に実行される書面だけによって、修正または改正が行えるものとし、**ライセンス取得者**は、**ソフトウェア**、または本**契約書**の存在を引用あるいは言及せず、そして、各事例について許可者の事前の書面による同意なく、いかなる発表、広告、マーケティング、または他の文献中で、許可者の名前を使用しないことに同意するものとし、本**契約書**に従って**ライセンス取得者**から**許可者**に送付される通知はすべて、書面で**ゼンド・ジャパン**の所在地、〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-3-5 宛てに送付するものとし、本**契約**に基づいて書面により行われるいかなる通知も、(i)手渡しによる配達の場合は受領の時点、(ii) 郵送の場合は日本の郵便局の窓口で送料払い済みの配達証明郵便として発送した 3 日後、(iii) 翌日配達 of 宅配便の場合には配達された時点で配達完了とみなします。各当事者は相互に書面によって通知することを前提として、住所変更を行うことが可能です。

12. ZEND 社顧客窓口

本**契約書**に関する質問、Zend 社製品のライセンス購入、あるいはその他の Zend 製品に関するお問い合わせを行いたい場合は、ゼンド・ジャパンが管理している sales@zend.co.jp 宛てに電子メールをお送りください。

著作権 2000 - 2006 by Zend Technologies Ltd. All rights reserved. 無断転載を禁ず